

# 米国商務省との米国輸出管理改革に関する 意見交換会

米国大使館から、米国輸出管理改革（Export Control Reform：ECR）に関する意見交換を当会主要企業の方々と行いたいとの要請があったことを受けて、SJAC国際委員会は、2月20日（金）に約2時間にわたって米国商務省関係者他と、意見交換を行った。その概要を報告する。



会議への参加者集合写真（中央の長身がKevin Wolf氏）

## 1. 背景

昨年4月に米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security：BIS）の商務次官補 Kevin Wolf氏他が来日して、米国大使館主催による講演会（SJAC会報誌「航空と宇宙」2014年6月号に記事を掲載）が開催された。

今回同様のメンバーが再来日して2月19日に安全保障貿易情報センター（CISTEC）主催で講演会が「米国輸出管理改革およびStrategic Trade Authorization」と題して開催された。その翌日、SJAC主要企業との意見交換を米国大使館より求められ、SJAC国際委員会がこれを

受ける形で意見交換会を実施した。

米国側の参加者は、Kevin Wolf, Assistant Secretary for Export Administration, BIS, U.S. Department of Commerce、Charles Wall, Export Control Officer, U.S. Consulate Hong Kong、Ed Peartree, Director, Office of Defense Trade Controls PolicyDDTC、他、計7名で、日本側は6社、IHI、MHI、KHI、FHI、NABTESCO、NECから、計13人の参加を得た。

## 2. 意見交換内容

今回の会議の趣旨は意見交換であるので、商務省の冒頭挨拶の後、各社が米国輸出管理改革への質問、意見を述べ、商務省当局者がそれにコメントするという形で進められた。

### (1) ケビン・ウルフBIS商務次官補の挨拶

米国輸出管理改革（ECR）の目的の一つは、輸出手続きの煩雑さから同盟国が米国製品を排除することを防止し、これらの国との貿易額を増加させることである。とりわけ、輸出管理の対象品として航空機関連の部品の輸出の申請案件が多いために、優先的に改革を進めた。その結果、航空機関連の改革の適用は2013年10月から実施されている。今回の会議をもった理由は、我が国にとって、重要な同盟国であり、航空機関連の輸出額の大きい日本の航空機関連の企業の方々からこの改革について、現状をどう考えているか意見を聞くことである。そして、これらの意見を反映させてさらに改革を進めていきたい。

### (2) 日本企業各社からの意見

以下、各社から意見が出された。

エンジンメーカーからは、米国のライセンサーのもと、日本で製造を行っているが、最近になってやっと米国企業もECRに関心を持つようになった。新システムへの移行期間が

1年あまりしかないので、米国企業とともに早急に対応すべく社内のシステムを確立していきたい。エンジンのような大きなシステムの場合、新しく商務省の管理になった部品と、依然、商務省の管轄の部品があり、2つの管理が必要になり、煩雑になっている。新しく商務省の管轄になった製品の書類の管理手順が明確になっておらず、今後どのように監査対応すべきか不安であるとの意見が出された。

機体・ロケット製造会社からは、ECRの内容を確認したり、ECRに関する議論は、米国のライセンサー企業との間で行っているが、必ずしも米国企業はECRを理解していない場合があり、ECRの有益性を享受できていないと感じる。米国籍以外の者に技術データ等を開示することを「みなし輸出」としているが、その際、国籍と同等の定義として、出生地まで問われている。これは日本の法律と相反しており、日本企業内で混乱をきたしているとの意見が出された。

装備品メーカーからは、米国のライセンサーが製品を日本に輸出する際に、商務省管轄のECCN（Export Control Classification Number：規制品番号）を提示しない企業がほとんどである。その為とその製品が再輸出可能かどうかの検討に困難をきたすことがある。ある米国企業は商務省管轄の規制品に対して、銘板の部品製造業者まで登録を要求し、対応に苦慮している。ECRでは申請が不要となる「許可例外」が設けてあるが、この文書管理手順が明確でない。管理項目が増えるのではないかと懸念し、それを採用することを躊躇している。商務省管轄部品から、商務省管轄部品へ移行する手続きの期間が2013年10月から2年となっているが、商務省管轄部品の手続きの申請期間が不明であるとの意見が出された。

衛星・アビオニクスメーカーからは、米国の輸出企業は、国務省管轄部品から商務省管轄部品への移行の検討を怠っており、その為にECRが有効に機能していないと感じている。欧米諸国に衛星等のインテグレーションシステム・コンポーネントを輸出する際には商務省管轄部品に移った電子部品等については、すでに許可例外を適用して、ECRが有効なものと感じている。ただし、最終顧客が欧米諸国以外の場合については、ECRの運用が明確でないことが多いとの意見が出された。

### (3) ケビン・ウルフBIS商務次官補のコメント

商務省所轄の対象品リストの書類管理は、基本的には変わらない。むしろより簡易になる。輸出改革の制度に追従するために初期費用が掛かるが、長期的には軽減されると確信している。

米国企業がECRについて理解していないというクレームは、日本以外の他の非米国企業

からも受けており承知している。彼らに対して講習会等を行って教育しており、さらに強化していく。

民間に転用された技術は、一般には同盟国内では自由に移転できるとし、サブライセンスの煩雑さを解消するのが基本的な方針である。とりわけ最終顧客が日本企業の場合、許可例外の対象になり、サブライセンサーの申請が不要になるというのが一般的な考え方である。さらに、許可例外の対象品の記録保持の規定はより簡易になる。

法律的には600シリーズの分類決定責任は輸出企業である米国企業にあるが、ライセンスである非米国企業は、その分類決定内容に対して、異議申し立てをすることが可能であり、商務省としても非米国企業からのクレームは柔軟に受け入れる。

最後に総括として以下のコメントがあった。

商務省としては、この輸出改革を実りある



意見交換会

ものとして推進していきたい。そのためには、非米国企業に対しても、理解を促すために各国を訪問している。そして、意見、情報、苦情を収集してさらに良い改革にしたいと思っており、その意味でも今回の会議は非常に有意義な意見交換会であった。今後も、積極的に情報交換をさせてほしい。

### 3. 所感

この米国輸出改革は、いわば米国製デュアルユース品の貿易を促進するための新たなルール作りという側面がある。その意味では、米国企業のライセンスのもとで製造、あるいは部品を組み込んでいる多くの日本企業に

とってはビジネスに非常に影響する改革である。ところが、現状では、各米国輸出企業は、改革規制内容の解釈についての見解が相違していたり、改革推進に積極的でない企業があったりして、日本企業の中において混乱が生じていた。そういう中で、今回の意見交換会では、実務で日常困っている事等の質問が多く出され、商務省の方にもその辺の状況を十分に理解していただいたと思われる。また、参加者からは、今後も、商務省の事務当局者と直接対話できる場を作ってほしいという要望がでている。SJACとしても今後ともこういった意見交換ができる場を設定し、業界の意見の反映に努めてまいりたい。

〔(一社)日本航空宇宙工業会 国際部 大野 潤、川原 亘弘〕